エ　被害者の親族等への接近禁止命令の申立てをする場合にあっては、被害者が親族等に関して配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者、生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した場合にあっては、当該生活の本拠を共にする交際相手であった者）と面会することを余儀なくされることを防止するため親族等への接近禁止命令を発令する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情。

オ　支援センターの職員又は警察職員に対し、アからエまでの事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無。

カ　オにおいて相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があるときは、次の事項。

㋐　当該支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称。

㋑　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所。

㋒　相談又は求めた援助若しくは保護の内容。

㋓　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容。

⑵　保護命令の申立てに当たって提出すべき資料

⑴の申立書に⑴カの事項の記載がない場合には、申立書には、⑴アからエまでの事項についての申立人の供述を記載した公証人の宣誓認証のある書面を添付しなければならない（法第12条第２項、第28条の２）。

「宣誓認証」とは、書面の作成名義人が、公証人の面前において、その書面の記載の真実であることを宣誓した上で、その書面に署名若しくは押印し、又はその書面にある署名若しくは押印が自己の意思に基づくものであることを認めたことを、公証人が認証することをいう（公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ２第１項）。

公証人の宣誓認証を得るためには、公証人役場において、公証人に対し、宣誓認証の嘱託をすることになる（公証人法第１条第２号、第60条、第28条）。書面の記載の虚偽であることを知って宣誓をした者は、10万円以下の過料に処せられる（公証人法第60条ノ５）。

なお、法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に宣誓認証を行わせることができる（法第20条、第28条の２）。

⑶　保護命令の申立ての手数料等

保護命令の申立てに要する手数料は、1,000円である（民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）第３条、別表第一の一六の項）。手数料は、申立書に収入印紙をはって納めなければならない（同法第８条本文）。

また、⑵の申立人の供述を記載した書面について公証人の宣誓認証を嘱託するための手数料は、１万1,000円である（公証人手数料令（平成５年政令第224号）第34条第１項・第２項）。

第４　保護命令事件の審理

裁判所は、保護命令事件については、速やかに裁判することが要請されている（法第13条、第28条の２）。

保護命令を発令するには、相手方に反論の機会を保障する趣旨から、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経ることが原則とされているが、期日を経ることにより被害者の生命又は身体の安全の確保という保護命令の申立ての目的を達することができないときは、これらの期日を経ることなく、書面審理のみで保護命令を発令することができる（法第14条第１項、第28条の２）。したがって、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができないなどの場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、被害者は、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するように、その事情を申し出ることができる。

第５　保護命令の裁判とその効力

保護命令の申立てについては、裁判所は、理由を付した決定（口頭弁論を経ない場合には、理由の要旨を示した決定）により裁判することとされ（法第15条第１項、第28条の２参照）、保護命令の申立てに理由があると認めるときは、保護命令を発令しなければならない（法第10条第１項、第28条の２参照）。

保護命令の効力は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した期日における言渡しによって生じる（法第15条第２項、第28条の２）。

保護命令の効力が生じた後に相手方が保護命令に違反した場合、保護命令は執行力を有しないものとされているため（法第15条第５項、第28条の２）、民事上の強制執行の対象とはならないが、１年以下の懲役又は100万円以下の罰金という刑事上の制裁の対象となる（法第29条）。

第６　保護命令の裁判に対する不服申立て

保護命令の申立てについての裁判に対しては、その裁判の告知を受けた日から１週間が経過するまでの間、即時抗告により不服を申し立てることができる（法第16条第１項、第21条、第28条の２、民事訴訟法（平成８年法律第109号）第332条）。

この場合、保護命令の効力は停止されないのが原則であるが、即時抗告の申立人が、保護命令の効力の停止を申し立て、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明（裁判官に事実の存否に関し高度の蓋然性についての確信を抱かせる「証明」には至らないが、事実の存否に関し一応確からしいという蓋然性の心証を抱かせるもので足りると解されている。）があったときに限り、抗告裁判所（原裁判所の所在地を管轄する高等裁判所）又は記録の存する原裁判所（保護命令を発令する裁判をした地方裁判所）は、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる（法第16条第３項、第28条の２）。

なお、被害者への接近禁止命令について即時抗告があり、その効力の停止が命じられる場合において、被害者への接近禁止命令を前提とする被害者への電話等禁止命令又は被害者の同居の子若しくは親族等への接近禁止命令も発令されているときは、停止を命ずる裁判所は、これらの命令の効力の停止をも命じなければならない（法第16条第４項、第28条の２）。

第７　保護命令の取消し

１　抗告裁判所による取消し

保護命令を発令する裁判に対する即時抗告が申し立てられた場合において、抗告裁判所が保護命令の取消しの原因となる事情があると認めたときは、保護命令を取り消すこととなる。

また、被害者への接近禁止命令についての即時抗告を認めてこれを取り消す場合において、被害者への電話等禁止命令又は被害者の同居の子若しくは親族等への接近禁止命令も発令されているときは、抗告裁判所は、これらの命令をも取り消さなければならない（法第16条第６項、第28条の２）。

２　当事者の申立てによる取消し

保護命令を発令した裁判所は、次の場合には、保護命令を取り消さなければならない（法第17条第１項、第28条の２）。

①　保護命令の申立てをした被害者が、保護命令の取消しを申し立てた場合（法第17条第１項前段、第28条の２）。

②　退去命令以外の保護命令にあっては、被害者への接近禁止命令の効力が生じた日から起算して３月を経過した後に、退去命令にあっては、退去命令の効力が生じた日から起算して２週間を経過した後に、これらの命令を受けた配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手が申立てをし、裁判所がこれらの命令の申立てをした被害者に異議がないことを確認した場合（法第17条第１項後段、第28条の２）。

また、当事者の申立てにより、被害者への接近禁止命令を取り消す場合において、被害者への電話等禁止命令又は被害者の同居の子若しくは親族等への接近禁止命令も発令されているときは、保護命令を発した裁判所は、これらの命令をも取り消さなければならない（法第17条第２項、第28条の２）。

第８　保護命令の再度の申立ての手続

１　発令の要件

⑴　退去命令以外の保護命令

最初の保護命令の発令の要件と変わるところはない。